

(電子メール施行)
生 第 1 4 6 6 号
疾 第 1 7 3 9 号
令和元年 11 月 6 日

企画県民部県民生活局消費生活課長
 〃 管理局私学教育課長
 〃 〃 大学課長
健康福祉部社会福祉局社会福祉課長
 〃 少子高齢局高齢政策課長
 〃 〃 こども政策課長
 〃 〃 児童課長
 〃 障害福祉局障害福祉課長
 〃 健康局医務課長
 〃 〃 健康増進課長
農政環境部農政企画局総合農政課長
 〃 農林水産局水産課長
病院局管理課長
教育委員会事務局体育保健課長
 〃 〃 高校教育課長

様

健康福祉部健康局生活衛生課長
健康福祉部健康局疾病対策課長

感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスによる
感染症及び食中毒の予防啓発について

感染性胃腸炎については、例年、11月下旬から定点当たりの患者数が増加し始め、12月中旬頃にピークを示す傾向にあり、この時期に発生する感染性胃腸炎については、ノロウイルスによる感染症や食中毒が主要な原因になっています。

については、ノロウイルスによる感染症及び食中毒の発生を予防するため、貴課管轄施設等の関係者に対し、下記事項についての注意喚起をお願いします。

記

1 一般的注意事項

- (1) 食事前、用便後は、必ず、石けんを用いて十分に手を洗うこと。
- (2) 嘔吐、下痢等の症状がある場合は、ノロウイルス感染を疑い、用便後の手洗いを徹底すること。また、手洗いに際しては、タオルの共用を避けること。
- (3) 下痢等をしている者の着替え等の介助をした際は、手洗い等を徹底すること。
- (4) 便や吐物を処理する際は、直接手を触れず、使い捨て手袋等を使用し、嘔吐物の飛散に注意し、高濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いて適切に処理すること。また、その使用に当たっては、誤飲等に注意すること。

なお、アルコール及び逆性石けんでは、十分な効果を期待できないため、使用しないこと。

- (5) ノロウイルスは、通常、感染後1～3日で回復するが、下痢、嘔吐による脱水症状を起こすことがあるため、早めに医師の診察を受けること。
- (6) 施設内で感染性胃腸炎の流行が見られた場合は、(参考4)を参照し、最寄の健康福祉事務所(保健所)に届出ること。

2 調理等の際の注意事項

- (1) 嘔吐、下痢等の症状がある場合は、ノロウイルス感染を疑い、症状がなくなるまでは調理に従事しないこと。また、家族に同様の症状がある場合においても同様の感染を疑い、自らの感染防止等に留意すること。
- (2) 調理前の手洗いは、石けんを用いて時間をかけて十分に行うこと。
- (3) 未加熱で提供する野菜や果物は、次亜塩素酸ナトリウム(100mg/Lで10分間又は200mg/Lで5分間浸漬)又はこれと同等の効果を有する亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)、過酢酸製剤、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液で消毒し、流水で十分にすすぐこと。(これらの消毒剤の使用に当たっては、食品衛生法で規定する「食品、添加物等の規格基準」を遵守すること。)
- (4) 調理品の盛り付けを行う際は、(2)と同様に十分な手洗いを行うこと。また、盛り付け専用の箸や合成樹脂製手袋等を用いることが望ましいこと。

(参考)

1 兵庫県ホームページ

- (1) 「ノロウイルス対応標準マニュアル(第3版)」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/documents/noro-3.pdf>
- (2) 「ノロウイルスによる食中毒について」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw14/hw14_000000035.html

2 厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

3 国立感染症研究所ホームページ「ノロウイルス感染症とその対応・予防(医療従事者・施設スタッフ用)」

<http://idsc.nih.gov/disease/norovirus/taio-b.html>

4 平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>